

尾張旭市選挙管理委員会（令和4年第11回）会議録

- 1 開催日時
令和4年12月1日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
第55号議案 選挙人名簿の登録について
第56号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第57号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和4年第11回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、12月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿関係の1議案、合計3議案でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	<p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>12月の定時登録に関する第55号議案「選挙人名簿の登 録について」、第56号議案「選挙人名簿の登録の抹消につ いて」でございますが、関連がありますので一括して事務局 より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第55号議案、第56号議案につきましては、それ ぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第55号議案「選挙人名簿の登録について」でご ざいます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の 1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかた を同日に登録しなければならないとされており、本日は12月 の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録 は、令和4年12月1日を登録基準日及び登録日としまして、 令和4年9月1日の定時登録以降の該当者について行うもの でございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1 項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する</p>

	<p>年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成16年9月3日から平成16年12月2日までの出生者、住所要件が、令和4年6月2日から令和4年9月1日の転入者ということになります。</p> <p>次に第56号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和4年9月1日の定時登録の抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和4年9月1日から令和4年11月30日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和4年5月1日から令和4年7月31日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第55号議案及び第56号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	では、第55号議案及び第56号議案について、何かご質問

	等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第55号議案及び第56号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手(原案可決)
委員長	第55号議案及び第56号議案は可決されました。 続きまして、第57号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第57号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の8月17日時点の登録者数、今回、</p>

	<p>1 2 月 1 日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。 全体で、4 5 名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第 5 7 号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 5 7 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第 5 7 号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長選挙及び市議会議員選挙啓発ポスターに使用する作品 (絵) について ○ 次回以降の日程等確認

委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	------------------------------